

## 第 1 1 号議案

### 職員の定年等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年亀岡市条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

### 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年亀岡市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

（定年に関する経過措置）

- 2 第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「6 5 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、当分の間、同条ただし書中「7 0 年」とあるのは「6 5 年」と読み替えて適用する。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	6 1 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで	6 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで	6 3 年
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の定年等に関する条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 当分の間、医療業務に従事する医師の定年を年齢65年とすること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。